

(趣旨)

第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）の施行について、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法の定めるところによる。

(経営の主体)

第3条 法第10条第1項の規定による許可を受けて、本市の区域内に墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）を經營することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 地方公共団体
- (2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人（以下「宗教法人」という。）のうち、市長が適当と認めるもの
- (3) 市長が特に適当と認める団体又は法人（以下「団体等」という。）

(許可の基準)

第4条 墓地等の新設又は変更に係る許可の基準は、別表のとおりとする。ただし、周囲の状況その他の事情から市長が特に認める場合は、この限りでない。

(事前協議)

第5条 法第10条第1項の規定により墓地等の經營の許可（以下「經營許可」という。）を受けようとする者（以下「經營許可申請者」という。）は、あらかじめ、次に掲げる書類を提出し、市長と協議しなければならない。

- (1) 墓地・納骨堂・火葬場經營事前協議書（様式第1号。以下「經營事前協議書」という。）
- (2) 墓地等に係る土地の登記事項証明書又はその写し
- (3) 墓地等に係る土地について使用権原を有することを証する書類（墓地等に係る土地を經營許可申請者が所有していない場合に限る。）の写し
- (4) 墓地等の付近の見取図及び平面図
 - ア 見取図には、縮尺を記入し、墓地にあつては土地の境界から50メートル及び100メートル、納骨堂にあつては土地の境界から50メートル、火葬場にあつては土地の境界から220メートルの同心円を示すとともに、鉄道等重要施設及び学校等多数の人が集合する場所を記入すること。
 - イ 平面図には、区画、排水、境界の設備（塀、生垣等をいう。）を記載すること。
- (5) 前条ただし書の規定により、墓地等の土地の境界から別表に定める範囲内に施設、住宅等が存する場合にあつては、当該施設、住宅等の管理を行う者、居住者等の同意書（空き家、公園及び駐車場を除き、借家の住人を含む。）
- (6) 納骨堂及び火葬場にあつては、当該施設の構造設備を明らかにした図面
- (7) 墓地等の施設の管理方法を記載した書面
- (8) 經營許可申請者が宗教法人又は団体等である場合にあつては、当該宗教法人又は

団体等の登記事項証明書（当該団体について、法人登記を行っていない場合を除く。）
及び当該宗教法人又は団体等の総意であることを示す書類（議事録等をいう。）

- (9) 経営許可申請者が宗教法人である場合にあっては、寺則等
- (10) 墓地等に係る土地の公図等又は筆界を記載した図面
- (11) 墓地等に係る土地の断面図（傾斜地の場合に限る。）
- (12) その他市長が必要と認める書類

2 法第10条第2項の規定により、墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更に係る許可を受けようとする者（以下「変更許可申請者」という。）は、あらかじめ、墓地・納骨堂・火葬場経営変更事前協議書（様式第2号。以下「変更事前協議書」という。）に前項第2号から第11号までに掲げる書類を添えて提出し、市長と協議しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、書類の一部を省略することができる。

3 市長は、第1項の経営事前協議書又は前項の変更事前協議書（以下「事前協議書等」と総称する。）の提出があったときは、経営許可申請者又は変更許可申請者（以下「申請者等」と総称する。）に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

（事前協議書の内容の変更）

第6条 申請者等は、前条の規定により提出した事前協議書等の内容の変更をしようとするときは、あらためて事前協議書等を市長に提出し、協議しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による協議について準用する。

（経営許可等の申請）

第7条 経営許可申請者は、墓地等の工事が完了した後、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 墓地・納骨堂・火葬場経営許可申請書（様式第3号）
- (2) 墓地等に係る土地の登記事項証明書又はその写し
- (3) 第5条第3号から第11号までに掲げる書類

2 変更許可申請者は、墓地等の変更の工事が完了した後、墓地・納骨堂・火葬場変更許可申請書（様式第4号）に前項第2号及び第3号に掲げる書類（変更する事項に係るものに限る。）を添えて、市長に提出するものとする。

3 法第10条第2項の規定により墓地等の廃止に係る許可を受けようとする者は、墓地・納骨堂・火葬場廃止許可申請書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（許可）

第8条 市長は、前条各項の規定による申請書等を受理したときは、当該申請書等の内容を審査し、適当と認めるときは、許可の決定をし、当該申請をした者に、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる許可書を交付するものとする。

- (1) 前条第1項の規定による申請 墓地・納骨堂・火葬場経営許可書（様式第6号）
- (2) 前条第2項の規定による申請 墓地・納骨堂・火葬場変更許可書（様式第7号）
- (3) 前条第3項の規定による申請 墓地・納骨堂・火葬場廃止許可書（様式第8号）

2 市長は、前項の審査の結果、不適当と認めるときは、不許可の決定をし、当該申請をした者に墓地・納骨堂・火葬場経営・変更・廃止不許可決定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（変更の届出）

第9条 墓地等の経営許可を受けた者（以下「経営者」という。）は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに墓地・納骨堂・火葬場変更届（様式第10号）により、市長に届け出るものとする。

- (1) 墓地等の名称
- (2) 経営者の住所又は氏名（宗教法人又は団体等にあつては、主たる事務所の所在地若しくは名称又は代表者の氏名）
- (3) 墓地等を管理する者（以下「管理者」という。）の住所又は氏名（墓地等の維持管理）

第10条 経営者及び管理者は、墓地等を清潔に保つこと等により、公衆衛生上、支障を来すことがないように、維持管理しなければならない。

（埋葬の方法）

第11条 埋葬を行う場合にあつては、覆土の厚さを1メートル以上としなければならない。

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に、墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和59年山口県規則第22号）の規定によりされた許可等の処分その他の行為又は同規則の規定によりされている許可の申請で、この規則の施行の日以後に本市において申請に係る処分を行うものについては、それぞれ、この規則の相当規定による許可等の処分その他の行為又は許可の申請とみなす。

附 則（平成28年4月1日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月1日規則第72号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の岩国市墓地、埋葬等に関する法律施行細則による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第4条関係）

墓地等の新設又は変更に係る許可の基準

区分	許可の基準
墓地	(1) 鉄道、国道、県道その他重要な道路又は河川及び海岸から50メートル以上、住宅、学校、病院等、多数の人が集合する場所から100メートル以上離れた場所であること。 (2) 土地は、高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれがない場所であるこ

	<p>と。</p> <p>(3) 周囲には、塀又は生垣が設けられていること。</p> <p>(4) 幅1メートル以上の通路が設けられていること。</p> <p>(5) 雨水等の排水路が設けられていること。</p> <p>(6) 原則として、当該墓地を經營しようとする者が所有する土地であること（地方公共団体が經營しようとする場合を除く。）。</p>
納骨堂	<p>(1) 住宅、学校、病院等、多数の人が集合する場所から50メートル以上離れた場所であること。</p> <p>(2) 出入口は、施錠できる構造であること。</p> <p>(3) 原則として、当該納骨堂を經營しようとする者が所有する土地であること（地方公共団体が經營しようとする場合を除く。）。</p>
火葬場	<p>(1) 住宅、学校、病院等、多数の人が集合する場所から220メートル以上離れた場所であること。</p> <p>(2) 周囲には、塀又は生垣が設けられていること。</p> <p>(3) 火葬炉には、防臭、防じんの設備等、環境保全上、支障を来すことがないように設備が設けられていること。</p>

様式第1号（第5条関係）

墓地・納骨堂・火葬場経営事前協議書

年 月 日

（宛先）

岩国市長 様

協議者 住 所
氏 名
電話番号

墓 地

次のとおり 納骨堂 の経営許可に係る事前協議を行いたいので、岩国市墓地、埋葬等
火葬場

に関する法律施行細則第5条の規定により、次のとおり提出します。

名 称			
所 在 地			
管 理 者	住 所		
	氏 名		
土地所有者	住 所		
	氏 名		
墓 地	面 積	㎡	
	区画数	区画	
納 骨 堂	敷地面積	㎡	
	建築面積	㎡	
	延べ面積	㎡	
	建物の構造	造	
	納骨設備の基数	基	
火 葬 場	敷地面積	㎡	
	建築面積	㎡	
	延べ面積	㎡	
	建物の構造	造	
	火葬炉	基 数	基
		燃 料	
	附属施設	1 死体安置所 2 付添人控所 3 残骨処理施設 4 その他（ ）	
経営許可申請の理由			

（注） 「火葬場」の「附属施設」の項は、該当する番号を○で囲むこと。

本件責任者氏名

本件担当者氏名

連絡先

様式第2号（第5条関係）

墓地・納骨堂・火葬場経営変更事前協議書

年 月 日

（宛先）

岩国市長 様

協議者 住 所
氏 名
電話番号

墓 地の区域

次のとおり 納骨堂の施設 の変更に係る事前協議を行いたいのので、岩国市墓地、埋葬
火葬場の施設

等に関する法律施行細則第5条の規定により、次のとおり提出します。

名 称		
所 在 地		
変 更 事 項	変更の内容	
	変更前	変更後
変更の理由		

本件責任者氏名 _____

本件担当者氏名 _____

連絡先 _____

様式第3号（第7条関係）

墓地・納骨堂・火葬場経営許可申請書

年 月 日

（宛先）

岩国市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

墓 地

次のとおり 納骨堂 の経営の許可を受けたいので、岩国市墓地、埋葬等に関する法律
火葬場

施行細則第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

名 称			
所 在 地			
管 理 者	住 所		
	氏 名		
土地所有者	住 所		
	氏 名		
墓 地	面 積	㎡	
	区画数	区画	
納 骨 堂	敷地面積	㎡	
	建築面積	㎡	
	延べ面積	㎡	
	建物の構造	造	
	納骨設備の基数	基	
火 葬 場	敷地面積	㎡	
	建築面積	㎡	
	延べ面積	㎡	
	建物の構造	造	
	火葬炉	基 数	基
		燃 料	
	附属施設	1 死体安置所 2 付添人控所 3 残骨処理施設 4 その他（ ）	
経営許可申請の理由			

（注） 「火葬場」の「附属施設」の項は、該当する番号を○で囲むこと。

本件責任者氏名 _____
本件担当者氏名 _____
連絡先 _____

様式第4号（第7条関係）

墓地・納骨堂・火葬場変更許可申請書

年 月 日

（宛先）

岩国市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

墓 地 の 区 域

次のとおり 納骨堂の施設 の変更に係る許可を受けたいので、岩国市墓地、埋葬等に
火葬場の施設

関する法律施行細則第7条第2項の規定により、次のとおり申請します。

名 称		
所 在 地		
変 更 事 項	変更の内容	
	変更前	変更後
変更の理由		

本件責任者氏名

本件担当者氏名

連絡先

様式第5号（第7条関係）

墓地・納骨堂・火葬場廃止許可申請書

年 月 日

（宛先）

岩国市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

墓 地

次のとおり 納骨堂 の廃止に係る許可を受けたいので、岩国市墓地、埋葬等に関する
火葬場

法律施行細則第7条第3項の規定により、次のとおり申請します。

名 称	
所 在 地	
許 可 番 号	第 号
許可年月日	年 月 日
廃止の理由	
廃止予定年月日	年 月 日

本件責任者氏名

本件担当者氏名

連絡先

様式第6号（第8条関係）

墓地・納骨堂・火葬場経営許可書

年 月 日

申請者 様

岩国市長 印

墓 地

年 月 日付けで申請のあった 納骨堂 の経営を許可することを決定したので、
火葬場

岩国市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第8条第1項の規定により、許可書を交付します。

許可の内容

名 称			
所 在 地			
管 理 者	住 所		
	氏 名		
土地所有者	住 所		
	氏 名		
墓 地	面 積	m ²	
	区画数	区画	
納 骨 堂	敷地面積	m ²	
	建築面積	m ²	
	延べ面積	m ²	
	建物の構造	造	
	納骨設備の基数	基	
火 葬 場	敷地面積	m ²	
	建築面積	m ²	
	延べ面積	m ²	
	建物の構造	造	
	火葬炉	基 数	基
		燃 料	
	附属施設	1 死体安置所 2 付添人控所 3 残骨処理施設 4 その他（ ）	
経営許可申請の理由			

様式第7号（第8条関係）

墓地・納骨堂・火葬場変更許可書

年 月 日

申請者 様

岩国市長 印

墓地の区域

年 月 日付けで申請のあった 納骨堂の施設 の変更について許可することを
火葬場の施設

決定したので、岩国市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第8条第1項の規定により、許可書を交付します。

許可の内容

名 称		
所 在 地		
変更事項	変更の内容	
	変更前	変更後
変更の理由		

様式第8号（第8条関係）

墓地・納骨堂・火葬場廃止許可書

年 月 日

申請者 様

岩国市長 印

墓 地

年 月 日付けで申請のあった 納骨堂 の廃止について許可することを決定し

火葬場

たので、岩国市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第8条第1項の規定により、許可書を
交付します。

許可の内容

名 称	
所 在 地	
許 可 番 号	第 号
許 可 年 月 日	年 月 日
廃止の理由	

様式第9号（第8条関係）

墓地・納骨堂・火葬場経営・変更・廃止不許可決定通知書

年 月 日

申請者 様

岩国市長 印

墓地・納骨堂・火葬場の経営

年 月 日付けで申請のあった 墓地の区域、納骨堂の施設・火葬場の施設の変更

墓地・納骨堂・火葬場の廃止

について許可しないことを決定したので、岩国市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第8条第2項の規定により、通知します。

不許可の理由

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岩国市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服があるときは、審査請求のほか、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、岩国市（訴訟において岩国市を代表する者は、岩国市長となります。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

（宛先）

岩国市長 様

届出者 住 所
氏 名
電話番号

墓 地

年 月 日付け第 号で許可を受けた 納骨堂 に係る事項に変更があったの
火葬場

で、岩国市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第9条の規定により届け出ます。

名 称		
所 在 地		
変 更 事 項	1 墓地等の名称	
	2 墓地等の経営者の住所又は氏名（宗教法人又は団体等にあつては、主たる事務所の所在地若しくは名称又は代表者の氏名）	
	3 墓地等の管理者の住所又は氏名	
	変更前	変更後
変更年月日	年	月 日

（注） 「変更事項」の項は、該当する番号を○で囲み、変更の内容を記入すること。

本件責任者氏名 _____
本件担当者氏名 _____
連絡先 _____